上尾伊奈資源循環組合監査委員告示第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき監査を執行したので、同条第９項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和７年１２月３日

上尾伊奈資源循環組合監査委員　　野　本　初　美

上尾伊奈資源循環組合監査委員　　齋　藤　仲　司

令和７年度

定例監査結果報告書

上尾伊奈資源循環組合監査委員

上伊組監第５号
令和７年１１月２８日

上尾伊奈資源循環組合議会議長　星野　良行　様
上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠山　　稔　様

監査委員　野本　初美

監査委員　斎藤　仲司

令和７年度定例監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

１　監査の種類
　定期監査（財務監査）及び行政監査
２　監査の対象
　上尾伊奈資源循環組合事務局
３　監査の着眼点および実施内容
　財務及び行政に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ適切に行われているかに主眼をおき、経済性、効率性、有効性の観点に留意しつつ、上尾伊奈資源循環組合監査基準に準拠し、令和７年度（令和７年４月から同年９月末日まで）における財務及び行政に関する事務の執行について監査を実施した。
４　監査の実施場所及び時期
（１）実施場所
　上尾伊奈資源循環組合（イコス上尾内）
（２）監査時期
　令和７年１１月２８日（金）
５　監査の結果
　提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等は適正に処理されているものと認められた。
　今後も構成市町の厳しい財政状況が続くと予想されることから、事業の効率性・採算性に一層留意するとともに、引き続き、事業に関する書類や記録を正確に作成・保存する等、慎重かつ適正な事務執行を進められるよう要望する。